

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇告 示 解除予定の保安林

土地改良区の役員の就退任
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
開発行為に関する工事の完了

◇正 誤 昭和五十三年十月鳥取県告示第九百二十号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百四十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字谷端一三二一の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町奥崎養郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	前 家 寛	二	気高郡青谷町大字奥崎一六一
〃	赤 穂 義 夫	〃	養郷一六二
〃	奥 屋 武	〃	奥崎一五四ノ一
〃	島 尾 政 美	〃	一六八
〃	赤 穂 勝 實	〃	養郷一五五
〃	中 島 喜 美 穂	〃	七〇ノ八
〃	山 本 美 知 雄	〃	一四四
〃	中 村 時 雄	〃	奥崎二二六ノ一
〃	竹 森 昭 一	〃	藏内二九三
〃	中 島 正 蔵	〃	養郷一三八

青谷町奥崎養郷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	前 家 寛 二	気高郡青谷町大字奥崎一六一
〃	赤 穂 義 夫	養郷一六二
〃	奥 屋 武	奥崎一五四ノ一
〃	島 尾 政 美	一六八
〃	中 島 喜 美 穂	養郷七〇ノ八
〃	津 本 幸 一	奥崎六六
〃	中 村 時 雄	二二六ノ一
〃	前 田 重 美	二五六
〃	赤 穂 勝 實	養郷一五五
〃	村 尾 永 一	善田一七七
〃	中 村 晃	奥崎二〇〇

任期満了により退任

〃	竹 森 昌 夫	藏内一六三
〃	大 口 善 一	奥崎四七
監 事	北 島 壽 雄	養郷七九
〃	石 田 國 夫	一九五
〃	中 原 秀 雄	藏内二八八
〃	中 山 進	善田一九七
〃	前 田 重 美	二五六
〃	津 本 幸 一	六六
〃	中 村 晃	奥崎二〇〇

名和土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	三 浦 幸 雄	西伯郡名和町大字御来屋八六一
〃	宮 川 公 光	名和一八八
〃	小 椋 武 美	三六の一
〃	川 元 徳 彰	一四〇七
〃	遠 藤 宣 雄	門前八二
〃	真 島 上 夫	加茂三四五
〃	野 坂 哲 嗣	五〇三
〃	木 村 信 栄	古御堂七五一の一
〃	国 谷 実	富長一〇六
〃	杉 原 寿 三 郎	五六四の四
監 事	森 脇 清	名和八六

昭和五十二年二月五日就任

任期四年

〃	山 本 美 知 雄	養郷一四四
〃	中 島 正 蔵	一三八
〃	石 田 國 夫	藏内一九五
〃	谷 口 宏	一九五ノ八
〃	前 川 義 雄	二九〇ノ一
監 事	北 島 壽 雄	養郷七九
〃	大 口 善 一	奥崎四七
〃	中 原 秀 雄	藏内二八八

昭和五十二年一月十五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、

松田友義 押平四九の四
 鷺見昭三 富長三八
 昭和五十三年七月十五日第一回総会が開催されたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により同日退任

名和土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 三浦幸雄 西伯郡名和町大字御来屋八六一
 宮川公光 名和一八八
 小椋武美 三六の一
 川元徳彰 一四〇七
 遠藤宣雄 門前八二
 真島上夫 加茂三四五
 野坂哲嗣 五〇三
 木村信栄 古御堂七五一の一
 国谷実 富長一〇六
 杉原寿三郎 五六四の四
 森脇清 名和八六
 松田友義 押平四九の四
 鷺見昭三 富長三八
 昭和五十三年七月十五日開催の第一回総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年七月二十四日就任 任期四年

大河内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 庄太郎 倉吉市大河内四三一
 牧 富男 五四二
 牧 利男 五〇一ノ三
 佐々木 尊 四四二
 川福 優 三七四
 佐々木 明規 四六九ノ一
 牧 昭人 四五七
 牧 幸人 五二五
 牧 義男 五二三
 石兼 健之助 四三〇
 佐々木 英明 四〇〇ノ一
 古林 一郎 四八四
 任期満了により退任

大河内土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 尊 倉吉市大河内四四二
 牧 富男 五四二
 牧 利男 五〇一ノ三
 川福 優 三七四
 佐々木 明規 四六九ノ一
 牧 幸人 五二五
 佐々木 庄太郎 四三一

石兼 健之助 四三〇
 佐々木 英明 四〇〇ノ一
 古林 一郎 四八四
 監事 牧 昭人 四五七
 牧 義男 五二三

昭和五十三年三月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和五十三年四月一日就任 任期三年

千代水土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 古川 春美 鳥取市徳吉一七二の一

昭和五十三年十月三日死亡により退任

湖山町瀬土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 星見 重蔵 鳥取市湖山町三〇三八

田中正夫 四六〇

村上輝明 四五五

田中鉄治 一三六四の一

船越友敬 二八三五

松川好孝 五三八

橋本春彦 六三九

小松二郎 二七五〇

監事 前田健蔵 五九三

影井 辰之助 一五一〇
 山下末吉 一六二二
 栃谷英雄 二四一七
 任期満了により退任

湖山町瀬土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 星見 重蔵 鳥取市湖山町西二丁目三四七

田中正夫 南一丁目四七〇

村上輝明 五〇三

船越友敬 西一丁目二〇二

前田健蔵 南一丁目二五四

田中鉄治 北一丁目五三一

尾崎邦彦 南一丁目三八七

影井辰之助 北一丁目一一一

栃谷英雄 南五丁目四六四

船越作二郎 西一丁目二一一

田中正幸 南一丁目一二七

山下末吉 八一

昭和五十三年四月二日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和五十三年四月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第九百四十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に

基つき、吉成団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

昭和五十一年八月十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字東土崎、字財ノ木及び字上池田の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十一年八月十二日

六 事業年度

昭和五十一年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県告示第九百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年八月九日 鳥取県指令受都計第二百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字下河原ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動産

代表取締役 田中宜二

正 誤

昭和五十三年十月鳥取県告示第九百二十号（鳥取県行政書士会会則の変更に付いて）中次の箇次に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 下 七 政書士会 行政書士会